

中標津町まちづくり町民会議設置要綱

(設置)

第1条 まちづくりの基本的ルールを定める中標津町自治基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）及び第6期中標津町総合発展計画（以下「総合発展計画」という。）の策定にあたり、幅広く町民意思を反映させるため、中標津町の町民が集い、基本条例及び総合発展計画に関する想いや願いを語りあう意見、提言の場として、中標津町まちづくり町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 町民会議は、次の各号に掲げる事項を調査、検討するほか、町が作成する素案に対して、必要に応じ意見を述べることができる。

- (1) 基本条例策定に係る資料・情報等の収集
- (2) 基本条例策定に係る意見・提言
- (3) 総合発展計画策定に係る資料・情報等の収集
- (4) 総合発展計画策定に係る意見、提言

(組織)

第3条 町民会議の委員は、公募による者10名、各種団体の推薦等による者15名の合計25名以内をもって組織する。

- 2 公募による者が定員を超過した場合は事務局が抽選により決定する。
- 3 町民会議の委員は町長が委嘱する。

(会長、副会長)

第4条 町民会議に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、町民会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該職務の終了したときまでの期間とする。

(招集)

第6条 町民会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 町民会議は、必要に応じ会長の指示により、関係者を会議に参画させることができる。
- 3 町民会議は、総合発展計画策定に係る提言の取りまとめ終了までの期間、中標津町総合発展計画審議会委員に助言を求めることができる。

(事務局)

第7条 町民会議の事務局は、総務部企画課に設置する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は会長が町民会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。